

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）におけるスマートフォン端末の調達及び電話通信サービスの提供に係る一般競争入札を実施するため、法人契約規程（平成24年制定。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月31日

地方独立行政法人堺市立病院機構
理事長 門田 守人

1 契約担当部署

法人本部 事務局 法人運営室
堺市西区家原寺町1丁1番1号
電話 072-289-7031 FAX 072-272-9911

2 入札に付する事項

- (1) 件名 スマートフォン端末の調達及び電話通信サービスの提供
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行場所 堺市立総合医療センター
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年1月31日まで
ただし、契約締結日から令和4年1月31日までは構築期間とし、電話通信サービスの提供開始は令和4年2月1日から令和7年1月31日までの3年間とする。
- (5) 業務担当部署 法人本部 事務局 システム管理室
- (6) 入札の無効要件に該当しない者のうち、入札金額が予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格は、以下の条件全てに該当する者でなければならない。

- (1) 規程第3条及び法人契約規程実施細則（平成24年制定。以下「実施細則」という。）第2条の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全でない者
- (3) 法人税又は所得税及び消費税並びに地方消費税に未納がない者
- (4) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当しない者
- (5) この公告の日から入札日までの期間において、次のいずれにも該当しない者
 - ア 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）の措置を受けている者
 - イ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者

ウ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

- (6) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条の規定による総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であり、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している者
- (7) 適正な通信サービス提供のための体制が確立され、総務大臣に届け出た提供約款等が整備されていること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

4 入札関係書類の交付方法等

(1) 交付方法

入札関係書類は、法人ホームページからのダウンロードすること。

法人ホームページ URL; <http://www.sakai-city-hospital.jp/bid/index.php>

※窓口での配布は行わない。

(2) 交付期間

公告日から令和 3 年 1 0 月 4 日（月）午後 5 時まで

5 本入札等に係る質疑及び回答

- (1) 本入札や仕様書等に関する質疑がある場合は、令和 3 年 9 月 2 2 日（水）午後 5 時までに、次の質疑先に様式 1 「入札等に関する質疑書」を電子メールで送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

（質疑先）

法人本部 事務局 法人運営室

E-mail: nyusatsu@sakai-hospital.jp

- (2) 前項の質疑に対する回答は、令和 3 年 9 月 2 9 日（水）に法人ホームページにおいて公表する。

6 入札参加申請に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の方法によって入札参加資格審査申請をおこなうこと。

(1) 入札参加資格審査申請

申請書類を、別紙 1 「入札参加資格審査申請書兼誓約書郵送用封筒等の宛名書き（参考）」を参照し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。また、申請担当者やメールアドレスの確認のため、様式 2 「申請担当者連絡先」を 5（1）に記載の E-mail アドレス宛に送信すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

(2) 申請書類

ア 様式 3 「入札参加資格審査申請書兼誓約書」

イ 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）若しくは登記簿謄本の原本又は写し（発行後 3 か月以内のものに限る。）

ウ 法人にあっては印鑑証明書、個人にあっては印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のものに限る。）の原本（写し不可）

エ 納税証明書の原本又は写し（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するもの、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するものであって、発行後 3 か月以内のものに限る。）

オ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条の規定による総務大臣の登録証の写し

カ 提供しようとする通信サービスに係る約款等

キ 様式4「使用印鑑届兼委任状」(「本店以外」が入札に参加する場合)
ク 返信用封筒(宛名に「様」又は「御中」を付記し、84円分の切手を貼付した長形3号)
(入札参加資格審査結果の通知用)

(3) 申請締切日

令和3年10月4日(月)

(4) 提出先

〒593-8504

地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 事務局 法人運営室

※ 事業所の個別郵便番号であるため住所の記載は不要

(5) 申請の取下げは認められない。十分検討の上、申請を行うこと。

(6) 申請に要する費用は申請者の負担とする。また、申請書類の返却は一切行わない。

(7) 申請書類に虚偽の記載があれば、本契約の入札参加を認めないものとする。

7 申請の無効について

(1) 次のいずれかに該当する申請は無効とする。

ア 申請書類が、一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で法人契約担当部署に届けられたとき

イ 消印が押印されていなかったとき又は申請書類が申請締切日より後に法人契約担当部署に届いたとき

ウ 本契約について同一業者から複数の申請があったとき

エ 申請者の特定ができなかったとき

(2) 無効となった申請書類については、申請者が特定できた場合に限り返却するものとし、返却を求める場合は、社員証など会社との関係が分かるもの及び認め印を持参の上、法人契約担当部署まで申し出ること。

8 審査結果の通知

(1) 審査結果及び確認結果は、令和3年10月6日(水)に申請者に対して電子メールと郵便により通知する。

(2) 次のいずれかに該当し、入札参加資格を認めなかった(以下「不認定」という。)申請者には、その旨の理由を付して不認定通知を行うものとする。

ア 3の入札参加資格を満たさない者

イ 申請書類について不足があった場合

ウ その他、申請書類等に必要事項が正しく記入されていなかった場合

(3) 認定通知日から入札締切日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、当該認定を取消す。

(4) 審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札は中止する。

9 入札方法及び落札者の決定方法等

(1) 入札方法

入札書を、別紙2「「入札書封筒」及び「郵送封筒」の宛名書き(参考)」を参照し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。なお、入札にあたっては別紙3「郵便による入札の注意事項」を参照すること。なお、1回目の開札において、予定価格の範囲内の入札がなかった場合は、2回目の入札を実施するので、再度入札書を提出すること。

(2) 1回目提出期限

令和3年10月11日(月)

(3) 2回目提出期限(1回目が不落の場合に実施)

令和3年10月18日(月)

(4) 提出先

〒593-8504

地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 事務局 法人運営室

※ 事業所の個別郵便番号であるため住所の記載は不要

(5) 入札書に記載する金額

(ア) 仕様書に記載の以下の費用の総額をもって行う。

(i) 仕様書「6. 調達及びサービスの概要」に示すスマートフォン端末550台、通信回線780回線、MDMの利用料の36か月分の費用(ユニバーサル使用料は3円と想定し積算すること)。なお、通信回線の費用においては基本料金のみを記載することとし、基本料金に含まない外線電話の通話料金、パケッ

ト通信料は積算に含めないものとする。

(ii) 仕様書「6. 調達及びサービスの概要」に示す内線サービスの整備に係る初期費用及び保守費用。

(イ) 入札金額の積算の根拠となる「見積書」（任意様式）を入札書に添付すること。

(6) 入札書記載時の注意事項

ア 入札書右上日付欄には入札書作成日を記載すること。

イ 入札金額及び入札金額内訳は消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

ウ 金額の一桁上位には必ず¥マークを記載すること。

エ 訂正印を用いて金額等の訂正はしないこと。訂正が必要な場合は訂正せず新たな用紙で作成すること。

オ 数字の二重書きはしないこと。

(7) 最低価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(8) 落札決定に当たっては、入札書の「1. 入札金額」に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札価格とする。

(9) 落札者の決定については、入札の無効要件に該当しない者のうち、入札書の「1. 入札金額」が予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札書封筒に記名押印がないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき

イ 入札書に記入した文字が判読できないとき

ウ 入札書と入札書封筒の件名が一致しないとき

エ 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で届けられたとき

オ 郵送封筒を開封した際に、入札書封筒が封かんされていないとき又は郵送封筒に入札書が直接入っているとき

カ 1つの封筒に2つ以上の入札書が封入されていたとき

キ 入札書提出期限までに提出が確認できないとき

ク 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき

ケ その他、入札に関する条件に違反したとき

11 入札の辞退等

(1) 入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに、会社の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、印鑑証明書と同様の印鑑を押印した上で、辞退理由を明記した「入札参加辞退届」（任意様式）を提出すること。

(2) 本契約の入札を辞退したことを理由として、以後の入札参加等に不利益な取扱いを行わないものとする。

12 開札執行について

(1) 1回目日時

令和3年10月12日（火） 午前11時00分

(2) 2回目日時（1回目不落の場合に実施）

令和3年10月19日（火） 午前11時00分

(3) 場所

堺市立総合医療センター 4階 会議室1

(4) 立会い

開札時の立ち会いは、入札者及び当該入札事務に従事しない当機構職員にて行う。

立会いを希望する場合は「入札参加資格審査結果通知書」を、必ず持参すること。

また、代理人が立ち会う場合は、様式5「委任状」を必ず持参すること。

13 契約に関する事項

(1) 落札者は、落札決定の通知を受けた後は、速やかに記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(2) 落札者が関係書類の提出日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しないものとする。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約保証金に関する事項

落札者は、法人との契約の締結前に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第28条に該当する場合は、免除する場合がある。

なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の100分の3以上とする。

15 違約金に関する事項

落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書の1. 入札金額に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

16 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 本件の入札手続きにおける入札参加資格の確認その他の手続きに関し、法人政府調達苦情検討委員会に苦情の申し立てをすることができる。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 第三者から申請者の入札参加資格に関し、疑義がある旨の通報等があった場合は、当該入札の結果如何にかかわらず、当該申請者の入札参加資格に関する調査を再度実施することができるものとする。入札参加者は、入札に関連する書類を熟読し、関係法令並びに規程、実施細則を遵守しなければならない。

17 問合せ先

法人本部 事務局 法人運営室

大阪府堺市西区家原寺町1丁1番1号

電話： 072-289-7031 FAX： 072-272-9911

E-mail： nyusatsu@sakai-hospital.jp

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Procurement of smartphone terminals and provision of telephone communication services
- (2) Service period: From the contract conclusion date to 31 January 2025
- (3) Service place: The place specified by the contracting entity
- (4) Time-limit for participating in the tendering procedures: 4 October 2021
- (5) Time-limit for tender: 11 October 2021
- (6) Contact point for the notice:
Sakai city hospital organization
Corporate management division
1-1-1, Ebaraji-cho, Nisi-ku, Sakai, Osaka, Japan
Zipcode : 593-8304
Tel : 8172-289-7031

日 程 表

入札公告	令和3年8月31日（火）
入札参加資格審査申請書類等の 交付期間	令和3年8月31日（火）から 令和3年10月4日（月）午後5時まで
入札に係る質疑締切日時	令和3年9月22日（水）午後5時まで 地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 事務局 法人運営室に 「入札に関する質疑書」を電子メールにて送付すること。 (E-mail nyusatsu@sakai-hospital.jp)
入札に関する質疑の回答日	令和3年9月29日（水）
入札参加資格審査の申請締切日	令和3年10月4日（月）まで（必着） 別紙『入札参加資格申請書兼誓約書郵送用封筒の宛名書き（参考）』 を参照し、一般書留又は簡易書留により郵送すること。
参加資格通知日	令和3年10月6日（水）
入札書の提出期限	令和3年10月11日（月）まで 一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること
開札予定日時	令和3年10月12日（火） 午前11時00分 （堺市立総合医療センター 4階 会議室1）
入札書の提出期限（2回目） ※1回目不落の場合に実施。	令和3年10月18日（月）まで 一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること
開札予定日時（2回目） ※1回目不落の場合に実施。	令和3年10月19日（火） 午前11時00分 （堺市立総合医療センター 4階 会議室1）

仕様書

1. 件名

スマートフォン端末の調達及び電話通信サービス提供業務

2. 履行場所

地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター
(大阪府堺市家原寺町1丁1番1号)

3. 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

ただし、契約締結日から令和4年1月31日までは構築期間とし、電話通信サービスの提供開始は令和4年2月1日から令和7年1月31日までの3年間とする。

4. 目的

本件は、地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター（以下「センター」という）内において利用する内線電話網と通信事業者が運用する携帯電話網をアクセス回線にて接続し、センターが予め指定する内線電話番号により、センター内全ての内線電話等を利用可能とするための、スマートフォン端末及び電話通信サービスの調達を目的とする。

5. 受託者の要件

本仕様書に定める業務を請け負う者は、電気通信事業法第9条に規定された総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であり、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している者とする。

6. 調達及びサービスの概要

(1) スマートフォン端末の調達

(ア) 提供台数 550台

(イ) 調達形式 レンタル

(ウ) AndroidOS9.0以上のスマートフォン本体

(エ) 充電器（端末1台につき）

(オ) サービス契約期間内の端末保証は以下とする

紛失・盗難・自然故障・火災による焼失・水濡れ・その他偶然の事故による対象機器の全損又は一部の破損

(2) 内線に利用する回線

(ア) 回線数 780回線

780回線のうち、550回線は(1)で調達する端末で使用し、のこり230回線はnanoSIM単体で納品すること。なお、納品するnanoSIMはセンターで別途用意するシャープ製SH-M05で利用する。

(イ) 基本料金

内線電話に係るサービス料、および内線電話による通話は定額料金とし、基本料金に含むこと。

- ① 基本料金には、以下の外線電話の通話時間及びパケット通信量を最低限含むこと。

通話時間：10分／台・月

パケット：0.064GB 相当／台・月

- ② 基本料金には、契約期間に定められたユニバーサルサービス制度の料金を含めること。

(ウ) 基本料金に含まれるもの以外の外線電話の通話料金及びパケット通信料

- ① 外線電話の通話料金単価

課金対象となる通話料金の単価は、30秒当たり20円(税抜)以下であること。

- ② パケット通信料金単価

パケット通信料金単価は、1パケットあたり0.2円(税抜)以下であること。

(エ) 無料通信料金の取り扱い

基本料金に含まれる無料通信分は、契約した回線の総数で共有し、通話料金及びパケット通信料金に充当可能であること。

(3) MDM の提供

- (ア) (1) で調達する550台とセンターで準備するシャープ製SH-M05、230台、あわせて780台のデバイス管理を行うMDM(モバイルデバイス管理)を提供すること。

- (イ) Android Enterprise の Work Managed Device での管理モードでの設定が可能であること。

- (ウ) 遠隔操作にて、利用中のスマートフォン端末に登録されたすべての情報の削除、スマートフォン端末本体のパスワードロックの機能を提供すること。

- (エ) スマートフォン端末の機能であるUSB接続、外部メモリ、Bluetooth、アンプリインストール、デザリングの制御、及びプリインストールアプリの無効化制御を行うツールを提供すること。

(4) 内線サービスの整備

- (ア) センターのPBX、NEC製「SV9500」との連携により、(2)で契約する回線において、PBX配下の内線電話機との内線通話を可能とするサービスの提供に向けたインフラを構築すること。

- (イ) 携帯電話網とPBX間での同時接続ch数は23chとし、携帯電話網を利用した端末の同時接続ch数は21chとすること。

- (ウ) サービスに必要なVoIP-GW等ネットワーク機器の提供・構築を行うこと。

(エ) 提供範囲外について

- ① センターからサービス利用に必要なアクセス回線は発注者側で準備する。
- ② PBX側の接続パッケージ(PRI:23ch分)、サービス利用にあたって必要となるPBX側の工事や各種設定は発注者側で準備する。
- ③ VoIP-GW～PBX間配線、およびクロック配線は発注者側で準備する。

- ④ その他設置に必要なスペース、機器接続に必要な電源、空調設備等は発注者側で準備する。

7. サービス提供における必要事項

(1) 携帯電話網のエリア確保

令和4年2月1日のサービス開始時点で、センター敷地内全域（G階～屋上）においてスマートフォン端末での通話ができること。電波が弱い、通話が困難な場所がある場合、サービス開始までに必要に応じレピータ、フェムトセル機器等を設置しエリア確保に努めること。なお、電波調査、必要機器の工事スケジュールの決定は受託者決定後に行う。

また、サービス提供後も電波が弱い、通話が困難な場所が認められた場合は改善に努めること。

(2) 災害時優先電話の確保

契約回線数のうち、50回線以上を災害時優先電話として提供すること。

8. サービス提供における構築期間について

契約締結日（サービス申込日）から令和4年1月31日までの構築期間において以下のことに留意すること。

- (1) 受託者、センター及びPBX保守業者において設置・設定等のスケジュールを協議し決定すること。
- (2) 当該サービス提供を開始するにあたって、一週間程度の試験運用期間を設けることとし、試験運用期間中の料金については原則無償とするが、受託者と別途協議することとする。
- (3) 6.(1)における、レピータ、フェムトセル機器等を設置が必要な場合は、構築期間内に実施すること。

9. 本稼働の立会

サービス提供後、令和4年2月7日（月）にセンター内にて本稼働を行う予定とし、センターにおいて立会を行い、不具合等が認められた場合は改善に努めること。

10. 保守について

- (1) 受託者が設置・設定したVoIP-GW等ネットワーク機器等に障害が発生した場合は、受託者は速やかに代替機器を手配する等し、携帯電話内線化ネットワークの運用停止期間を最小限とする責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、24時間365日体制で、スマートフォン端末自体の不具合を除く障害に関するセンターからの通報を受け付ける障害対応窓口を整えること。なお、障害の一次受付は電話によるものとし、留守番電話、FAX、電子メール等による受付は二次的なものとする。また、障害復旧作業を実施した場合は、原因、復旧措置、今後の対策等について併せて報告すること。
- (3) 障害の復旧作業にあたっては、作業方法、作業手順及び所要時間についてセンターシステム管理室担当者と事前に協議すること。
- (4) ネットワーク環境の変更により、導入機器等の設定変更が必要となった場合で、軽微な設定変更には無償で応じること。

- (5) ソフトウェアのバグによりスマートフォン端末及び導入機器等の安全性が保てない場合、または導入機器等について開発・製造元等によるリコールが行われた場合には、部品の交換、整備、ソフトウェアの修正等について、必要な機能修正を行うこと。また、これら情報に関する認知、部品等の調達及び管理は、すべて受託者が行うこと。
- (6) 受託者は、障害により導入機器等の一部又は全部の交換が必要になった場合は、当該機器に含まれる設定データが外部に漏洩しないよう必要な措置を講じること。本処置が困難な場合については、センターシステム管理室担当者と協議すること。
- (7) 導入機器等に障害が発生し、障害となる箇所の特定ができない場合であっても障害原因の切り分けが終了するまで調査に協力すること。

11. 法令遵守（コンプライアンス）

- (1) 本サービスの提供に関しては、電気通信事業法及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守してその内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 受託者は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た識別符号について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守して不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。

12. 入退室管理

受託者は、本仕様書に基づく作業遂行のため、センターの施設に出入りする場合は、センターが定める規則等の手続きに従わなければならない。この場合において、受託者は、自らの身分を証明する証票等を携行しなければならない。

13. 再委託の届出

受託者は、本仕様書に基づく作業遂行のため、再委託をする場合は、事前にセンターへ申請を行い、了承を得ること。

14. その他

- (1) 本仕様書に基づく作業の実施にあたっては、センターシステム管理室担当者に事前に日程等を連絡し、了解を得ること。
- (2) 作業予定を変更する場合は、関係先に速やかに連絡し、十分な調整を行うこと。
- (3) 受託者は、本仕様書に関し疑義が生じた場合にはセンターシステム管理室担当者と協議のうえ、指示に従うこと。
- (4) 国際電話利用時の通話料金等、本仕様書によらない事項にあつては、受託者が提供するサービス約款とすること。
- (5) サービスの提供内容に、ポイントサービスが含まれる場合の取り扱いは、受託者が提供するサービス約款によることとする。ただし、契約する全スマートフォン端末でポイントの使用が共有できることとし、ポイントの利用方法については別途協議するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上解決すること。

入札参加資格審査申請書兼誓約書等郵送用封筒の宛名書き（参考）

下記の宛名書き用紙を参考にし、件名、差出人住所・商号または名称・代表者氏名を記入のうえ、一般書留郵便または簡易書留郵便にて郵送してください。

(表)

593-8504
地方独立行政法人堺市立病院機構
法人本部 事務局 法人運営室 行
書留
入札関係書類在中

(裏)

件名	スマートフォン端末の調達及び電話通信サービスの提供
	に係る入札
差出人	
住所	
商号又は名称	
代表者氏名	

※ **入札関係書類在中**と**書留**は、**朱書**にしてください。

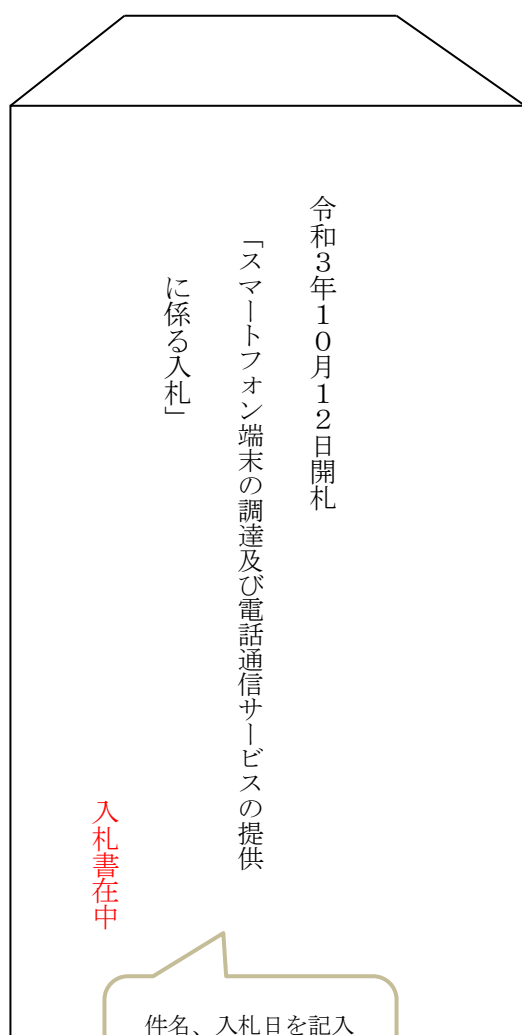
※ 事業者の個別郵便番号であるため、住所の記載は不要です。

「入札書封筒」および「郵送封筒」の宛名書き（参考）

下記の宛名書き用紙を参考にし、①「入札書封筒」を②「郵送封筒」に封入のうえ、一般書留郵便または簡易書留郵便にて郵送してください。

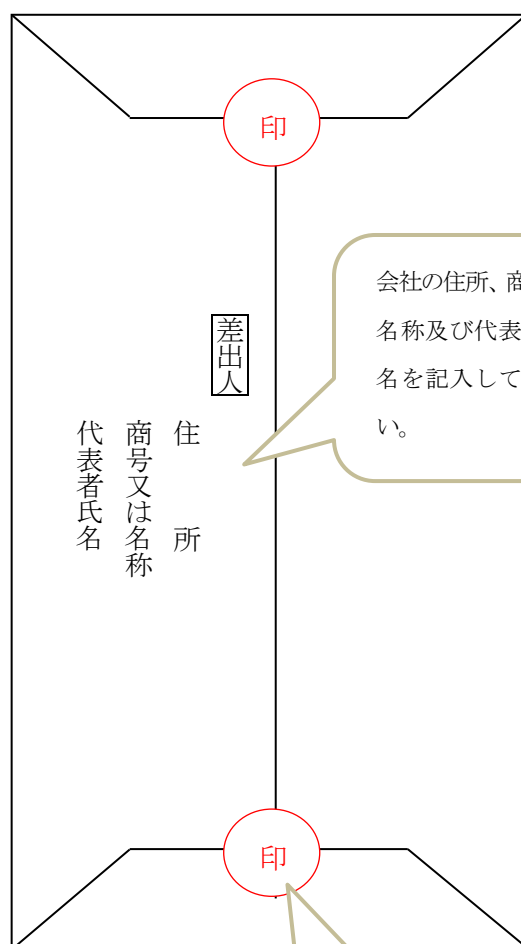
①入札書封筒

(表)



件名、入札日を記入してください。

(裏)



会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入してください。

張り合わせ箇所を、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印してください。

②郵送封筒

(表)

593-8504
地方独立行政法人堺市立病院機構
法人本部 事務局 法人運営室 行
書留
入札書在中

(裏)

件名
スマートフォン端末の調達及び電話通信サービスの提供
に係る入札
差出人
住所
商号又は名称
代表者氏名

※ **入札書在中**と**書留**は、**朱書**にしてください。

※ 事業者の個別郵便番号であるため、住所の記載は不要。

郵便による入札の注意事項

郵便による入札においては、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程並びに契約規程実施細則、その他指示事項を承知の上、参加してください。

1. 郵送するにあたって

入札書の提出方法は次のとおりです。郵送する前に誤りがないか十分確認してください。

- (1) 入札書には、金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、印鑑証明書と同様の印鑑を鮮明に押印してください。
※ なお、社内権限等の関係上、印鑑証明と同様の印鑑を使用できない場合は、法人運営室までご連絡ください。以後の手續きに関する委任状等の提出を求める場合があります。
- (2) 入札書は任意の封筒（以下「入札書封筒」という。）に入れ、封かんしてください。なお、入札書封筒表面に件名、入札日を、裏面に会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑を鮮明に押印（裏面割印）してください。
- (3) 入札書封筒に封かんした入札書を郵送封筒に入れ、差出人欄を記入のうえ、「書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）」を利用し、別途入札説明書で指定した提出先へ郵送してください。なお、入札が終わるまで差出控えは保管してください。
- (4) 郵便による入札に係る費用については、入札参加者の負担とします。
- (5) 入札を辞退される場合には、入札書提出締切日までに、会社の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、印鑑証明書と同様の印鑑を押印した上で、辞退理由を明記した「入札参加辞退届」を送付してください。

2. 提出期限

郵便による入札書の提出期限は、別途入札説明書で指定した日を必着とします。なお、所定の日時までに入札書が到着しないときには、当該入札に参加することができません。

3. 入札書の引換等の禁止

一度提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできません。

4. 郵便による入札方法の不備について

次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 入札書封筒に記名押印がないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (2) 郵送封筒を開封した際に、入札書封筒が封かんされていないとき又は郵送封筒に入札書が直接入っているとき。
- (3) 入札書と入札書封筒の件名が一致しないとき。
- (4) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で届けられたとき。
- (5) 1つの封筒に2つ以上の入札書が封入されていたとき。

(6) 入札書提出期限までに提出が確認できないとき。

5. 開札

開札は、入札説明書で定めた日時及び場所において行います。

開札時の立ち会いは、入札者及び当該入札事務に従事しない当機構職員にて行います。

立ち会いを希望される場合は「参加資格審査結果通知書」を、必ずご持参ください。

また、代理人の方が立ち会う時には、「委任状」を必ずご持参ください。

6. 再度入札

開札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、再度入札を行います。

7. 開札の結果、同価の落札金額の入札者が2人以上あるとき

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します。なお、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人として参加している場合は、その者が引き、参加していない場合は、当該入札事務に従事しない当機構職員が代わって行います。

8. 入札結果等の連絡

落札者にのみ、落札決定日に入札結果を連絡します。